

公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織)

第2条 法第5条第1項により適用される法第4条第1項第1号または第2号に基づき任期を定めて任用を行う場合の、専任教員として配置される教育研究組織（公立大学法人滋賀県立大学学則第9条第1項に規定する教育研究組織をいう。以下同じ。）、職、任期および労働契約の更新（以下「再任」という。）に関する事項は、別表1のとおりとする。

2 法第5条第1項により適用される法第4条第1項第3号に基づき任期を定めて教員の任用を行う大学が定めまたは参画する特定の計画、教育研究組織、職、任期および再任に関する事項は、別表2のとおりとする。

(契約期間の上限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、任期を定めて任用される教員に係る労働契約の期間は、法人を雇用主とする二以上の有期労働契約の契約期間を通算して10年を超えることができない。

2 前項の契約期間の通算において、法人との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と法人との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（以下この項において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が6ヶ月（当該空白期間前の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間が1年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令（平成24年10月26日厚生労働省令第148号）に定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した労働契約の期間は算入しないものとする。

3 第1項の契約期間の通算において、有期労働契約の期間のうち滋賀県立大学に在学している期間は、前項の労働契約の期間に算入しないものとする。

(任用される者の同意)

第3条 任期を定めて任用する場合には、別記様式により任用される者の同意を得なければならない。

(規程の周知)

第4条 この規程を制定または改廃したときは、滋賀県立大学ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が

別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程（以下「新規程」という。）の施行前において、滋賀県立大学地域産学連携センター教員の任期に関する規程（平成15年滋賀県立大学規程第67号。以下「旧規程」という。）の規定に基づき任期を定めて任用された者で、新規程施行の際に現に在職する者は、新規程により任期を定めて任用されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任用されたものとみなす者の任期は、新規程別表1の規定にかかわらず、旧規程第4条に定められた任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第2項の規定により任用されたものとみなす者については、旧規程第5条の規定による同意を、新規程第3条の規定による同意とみなす。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この規程（以下「新規程」という。）の施行前に、改正前の公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき任期を定めて任用された者で、新規程施行の際に現に在職する者は、新規程により任期を定めて任用されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任用されたものとみなす者の任期は、新規程別表1の規定にかかわらず、現に発令された任期満了日までとする。
- 4 第2項の規定により任用されたものとみなす者については、旧規程第3条の規定による同意を、新規程第3条の規定による同意とみなす。

付 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年9月3日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程（以下「新規程」という。）の施行前に、改正前の公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき任期を定めて任用された者で、新規程施行の際に現に在職する者は、新規程により任期を定めて任用されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任用されたものとみなす者の任期は、新規程別表1の規定にかかわらず、現に発令された任期満了日までとする。
- 4 第2項の規定により任用されたものとみなす者については、旧規程第3条の規定による同意を、新規程第3条の規定による同意とみなす。

付 則

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行する。
- 2 第2条の2の規定は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約について適用し、平成25年3月31日以前の日を契約期間の初日とする有期労働契約の期間は、同条第1項に規定する契約期間に算入しない。
- 3 別表1の工学部ガラス工学研究センターの項、教員の再任に関する事項の欄のただし書きの規定については、平成25年4月1日以後の日を任期の初日とする労働契約を当初の任用とみなし、平成25年3月31日以前の日を任期の初日とする労働契約は、任用回数に算入しない。

付 則

この規程は、平成29年10月3日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程（以下「新規程」という。）の施行前に、改正前の公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき、別表1の教育研究組織の工学部地域ひと・モノ・未来情報研究センターに任用を決定された者は、新規程別表1の教育研究組織の地域ひと・モノ・未来情報研究センターに任期を定めて任用を決定されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任用を決定されたものとみなす者については、旧規程第3条の規定による同意を、新規程第3条の規定による同意とみなす。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（別表1関係）

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（第2条、別表1、別記様式関係）
- 2 この規程（以下「新規程」という。）の施行前に、改正前の公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定に基づき任期を定めて任用された者で、新規程施行の際に教育研究組織に専任職員として配置される者は、新規程により任期を定めて任用されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任用されたものとみなす者の任期は、新規程別表1の規定にかかわらず、現に発令された任期満了日までとする。
- 4 第2項の規定により任用されたものとみなす者については、旧規程第3条の規定による同意を、新規程第3条の規定による同意とみなす。

別表 1

専任教員として配置される教育研究組織	職	任 期	再任に関する事項
産学連携センター	教 授 准教授 講 師	5 年	再任可。 ただし、1 回限りとし、 再任の任期は5年以内と する。
工学部 ガラス工学研究 センター	教 授 准教授 講 師 助 教 助 手	3 年 ただし、ガラス工学研 究センター寄附講座の 存続期間内に限る。	再任可。 ただし、2 回限りとし、 再任の任期は再任1回あ たり3年以内とする。
工学部 電子システム工学科 電子応用部門	助 教	3 年	再任可。ただし1 回限り とし、再任された場合の 任期は、3年以内で工学 部振興基金により措置さ れた期間とする。
地域共生センター	准教授 講 師 助 教	5 年	再任可。 ただし、1 回限りとし、 再任の任期は5年以内と する。
地域ひと・モノ・未来 情報研究センター	教 授 准教授 助 教	3 年	再任可。 ただし、再任の任期は再 任1回あたり3年以内と する。

別表 2

大学が定めまたは参画する特定の計画	専任教員として配置される教育研究組織	職	任 期	再任に関する事項

別記様式

同意書

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学
理事長 様

氏 名 印

私は、公立大学法人滋賀県立大学 に採用されるに際し、公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程に基づき、下記のと通りの任期により任用されることに同意します。

記

1 専任教員として配置される教育研究組織および職名
※

2 任期
年 月 日 から 年 月 日まで

ただし、教員の任用を行う教育研究組織が工学部ガラス工学研究センターの場合は、ガラス工学研究センター寄附講座の存続期間内に限る。

※部分は、教育研究組織および職名（教授、准教授、講師、助教、助手）を記入